

## 育児休業手当金の延長要件が変わります！

令和7年4月1日から、職場に復帰するために保育所等の入所を希望し、申込みを行っているが、1歳に達する日後の期間について、保育所等における保育が実施されない場合の延長手続きが変わります。

### 1 育児休業手当金の支給期間延長要件が改正されます！

改正前

現在の要件	確認書類
① 「入所希望日」を1歳の誕生日の前日までの日付としている。 ② 1歳の誕生日の前日までに入所申込みを行っている。	○ 「入所不承諾の通知書」の写しまたは「入所保留通知書」の写し(当面保育所等において保育が行われない事実を証明する書類。)。



改正後

改正後の要件	確認書類
① 「入所希望日」を1歳の誕生日の前日までの日付としている。 ② 1歳の誕生日の前日までに入所申込みを行っている。 ☆ 保育所等の利用申込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められること。	○ 「入所不承諾の通知書」の写しまたは「入所保留通知書」の写し(当面保育所等において保育が行われない事実を証明する書類。) ☆ 市区町村に保育所等の利用申込みを行った時の申込書の写し。

保育所等の利用申込みを行う際は、必ず「申込書の写し」をとり、保管をお願いします！

### 2 育児休業支援手当金が新設されます！

育児休業等に係る子の出生後（女性は産後休業後）から56日以内に、組合員とその配偶者の両方が、14日以上育児休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28日間を限度に、標準報酬日額の13%（上限あり）が給付されます。

### 3 育児時短勤務手当金が新設されます！

組合員が、2歳未満の子を養育するため、育児短時間勤務をしている場合に、減収後の報酬の原則10%が給付されます。



事務手続きについては、詳細が決定次第、改めて通知します。

